

以て、日本政府に對し、各種勞働條件に關し、國籍、宗教、社會的地位等に依り差別待遇をせざることを、其の他左の如き覺書を送つた。

聯合國最高司令部一九四五年十一月二十八日附（CL O 經由）

AG三三〇・一四（二八四五）ESS/LA
NO四五

日本政府ニ對スル覺書

職業政策ニ關スル件

一、日本帝國政府ハ勞務者ニ對シ、民業ト官業トヲ間ハズ其賃金、勞働時間、勞働條件ニ關シ國籍、宗教、社會的地位ニヨリ差別ヲナシ又ハ許容スルコトナキ様確實ニ措置スベシ

二、朝鮮人、臺灣人及支那人ニシテ復員ヲ欲セズ日本ニ留ルコトヲ望ミシ者ニハ就業ニ關シ日本人ト比較シテ同等ノ權利、特權、機會ヲ保證スベシ

三、朝鮮人、臺灣人及支那人ニシテ引揚ヲ待チ居ル者ガ進駐軍ニ就業スルニ關シテ差別ナク其機會ヲ與フベシ斯ル勞務者ハ凡テ日本人勞務者同等ノ率ヲ以テ賃金ノ支拂ヲ受クベク且進駐軍ニ作業スル日本人勞務者ニ與ヘラル凡ニ恩典ニ與ラシムベシ

四、日本政府ハ復員軍人ニ對シ單ニ軍務ニアリシ故ノミヲ以テスル差別的就職入學ノ便宜ヲ規定スル種類ノ凡ニ法律命令規則、條例條項廢止撤廢ヲ指令ス

五、本覺書受領ノ通告及探ラレタル處置ノ報告ハ最高司令部ニ致スヤウ指令ス

在外同胞數調査

終戦後の在外同胞數に付外務省の發表に依れば昭

二十年十一月末現在で、その終戦當時、引揚及在留者數は左の如くである。

在外同胞員數調 外務省管理局調（昭和二十年十一月末）

地域別	終戦時	引揚済	在留現在
華北(含蒙疆)	三三,〇〇〇	九,〇〇〇	三〇,〇〇〇
華中	一四,〇〇〇	—	一四,〇〇〇
華南(含香港)	一六,〇〇〇	一,〇〇〇	一五,〇〇〇
滿洲(含關東)	一三,〇〇〇	—	一三,〇〇〇
北部朝鮮	三七,〇〇〇	—	三七,〇〇〇
南部朝鮮	四一,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一一,〇〇〇
樺太	五〇,〇〇〇	五,〇〇〇	四五,〇〇〇
臺灣	三〇,〇〇〇	—	三〇,〇〇〇
南洋群島	二四,〇〇〇	一,〇〇〇	二三,〇〇〇
シヤム	三,〇〇〇	—	三,〇〇〇
佛印	七,〇〇〇	—	七,〇〇〇
ビルマ	二,〇〇〇	—	二,〇〇〇
フィリッピン	一八,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇
舊軍政地域	四〇,〇〇〇	—	四〇,〇〇〇
計	三三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二九九,〇〇〇

備考

(1) 南部朝鮮ヨリノ引揚者中ニハ滿洲及北部朝鮮ヨリノ引揚者ヲ含ムモ内譯不明ナリ。

(2) 終戦時在留同胞中ニハ原則トシテ現地召集者ヲ除キオオルモ實狀判明セザルモノアルニ付正確ヲ期シ難シ。

軍事保護院官制中改正及醫療局官制の制定

政府は軍事保護院を保護院に改正すると共に、新に醫療局を厚生省に設置することとし、昭和二十年十二月一日夫々左の如く官制の改正及新定を公布した。勅令第六百九十號（昭和二十年十二月一日）

軍事保護院官制中左ノ通改正ス
「軍事保護院」ヲ「保護院」ニ改ム

第一條第二號中「(軍人遺族)」ヲ「(遺族)」ニ、同條第三號中「(軍人家族)」ヲ「(家族)」ニ、同條第四號中「(軍人援護)」ヲ「(軍事援護)」ニ改メ同條第二號中「(療養)」ヲ削ル

第二條第一項中「(事務官) 專任十九人」ヲ「(事務官) 專任四人」ニ、「(理事官) 專任二十五人」ヲ「(理事官) 專任四人」ニ、「(技師) 專任十六人」ヲ「(技師) 專任一人」ヲ削ルト

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

第六條中「(軍人援護)」ヲ「(軍事援護)」ニ改ム